平成２６年（フ）第３２６号
高知市桟橋通１丁目10番18号
債務者　戸梶　　實
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６３号
高知市潮新町１丁目５番20号　池上ハイツ202
債務者　大西さとみ
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４８号
福岡県大牟田市一本町４番地２
債務者　加藤　由華
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６５号
宮崎県都城市豊満町2550番地２
債務者　丸野　一成
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第９２号
北海道小樽市緑２丁目21番４号　緑イニシア201、前住所北海道足寄郡陸別町字陸別東２条４丁目１番地１
債務者　南　　貞子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５７号
宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目５番20号　桜・フィオーレ船岡Ⅳ101号
債務者　菊池　晃司
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第６４号
宮城県柴田郡大河原町字南桜町２番地８
債務者　深谷　龍一
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第４３４号
埼玉県春日部市大枝71番地２
債務者　加藤　健彦
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４４４号
埼玉県草加市苗塚町401番地20
債務者　落合恒治郎
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
長野県飯山市大字旭6436番地３
債務者　松木　公子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
長野県松本市筑摩４丁目２番21号
債務者　望月　博子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６２号
長野県茅野市中大塩23番地63　メイコーヒルズＤ203号
債務者　髙山　信子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第６８号
長野県岡谷市湊５丁目６番８号　エクシブ諏訪湖Ｂ110号
債務者　林　　道夫
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第７８号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉663番地18　ジェネス石原Ｃ103
債務者　倉岡信こと　ＫＵＲＡＯＫＡ　ＡＭＥＲＩＣＯ　ＭＡＣＯＴＯ
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１９３号
神戸市西区神出町田井221番地の８　藤本アパート203号、前住所兵庫県加古川市別府町別府637番地　ハイツトマト館104号
債務者　田中府志夫
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
兵庫県明石市大久保町大久保町277番地の１ガーデンハイツ大久保203号、前住所兵庫県明石市大久保町福田２丁目６番21号　サンルーチェＡ203号
債務者　板井　昭典
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
神戸市西区白水３丁目３番８―102号、前住所神戸市西区北別府４丁目12番地の３　シャトー北別府302号
債務者　日下部喜代美（旧姓松上）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係